

大和市監査委員告示第22号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年10月29日

大和市監査委員 佐藤光徳

大和市監査委員 青木正始

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査
(大和市監査基準に準拠して実施)
- 2 監査対象 大和市立小・中学校
- 3 監査対象期間 令和2年4月～令和3年9月
- 4 監査年月日 令和3年10月29日
- 5 監査の方法 この監査は、大和市立小・中学校〔小学校4校(福田、上和田、渋谷、下福田)、中学校3校(上和田、渋谷、下福田)〕において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 給食費の経理に関する事務
 - (3) 備品管理に関する事務
 - (4) 切手・はがき・図書カードの受払に関する事務
 - (5) 出勤票・休暇届に関する事務
 - (6) 施設の維持管理状況
 - (7) 補助金等経理に関する事務
- 6 主な着眼点
 - ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
 - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか
- 7 監査結果 財務に関する事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。